

入札説明書

令和 8 年 6 月 3 日に公告した下記件名の制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとします。

■入札に付する事項

- (1) 件 名 令和 8 年度（7 月～9 月）那覇市立こども園給食センター灯油購入単価契約
- (2) 履行期間 令和 8 年 7 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日
- (3) 納入場所 那覇市立こども園東給食センター 那覇市与儀 2-10-20
那覇市立こども園西給食センター 那覇市楚辺 2-1-1
- (4) 業務内容 別添「仕様書」のとおり

1 入 札

- ① 入札参加者は、仕様書等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- ② 入札書、委任状は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- ③ 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。
委任状のない入札は、無効となる。
委任状には、法人代表者の使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- ④ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- ⑤ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- ⑥ 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ⑦ 入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載する。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額が契約金額となる。
- ⑧ 入札金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部には「¥」マークを記載する。
- ⑨ 電話、又は郵便による入札は認めない。

2 開 札

開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行う。ただし、入札参加者、又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせる。

入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とみなす。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- ④ 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- ⑤ 入札者が他のものの代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- ⑥ 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- ⑦ 入札書に記名押印を欠いた入札
- ⑧ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- ⑨ 入札書の表記金額を訂正した入札又は¥マークの記載がない入札
- ⑩ 入札書の日付を欠いた入札又は入札の年月日と合わない入札
- ⑪ 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- ⑫ 再度入札（2 回目・3 回目の入札）の前に入札に不参加の者がした入札
- ⑬ 郵送による入札
- ⑭ その他入札に関する条件に違反した入札

5 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その他の者を落札者とすることができる。

入札執行回数は、3 回までとする。

6 同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

7 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。辞退により、入札の執行前に入札に参加しようとする者が 1 人となった場合、又は無効により、有効の入札者が一人の場合は、当該入札を取りやめることがある。

また、災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を延期し、もしくは取り消し、または開札を延期する。

9 契約保証金

- (1) 落札者は、落札決定の日から 5 日以内に契約金額の 100 分の 10 に相当する額を契約保証金として納付するものとする。ただし、以下の那覇市契約規則第 30 条各号のいずれかに該当す

る場合は、納付を免除することができる。

- ア 契約者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 契約者から委託を受けた保険会社が、本市と履行保証契約を締結したとき。
 - ウ 那覇市契約規則第3条第2項の規定により定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - エ 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
 - オ 市長が、契約の性質又は目的により、前各号に準ずるものとして契約保証金を納付させる必要がないと認めるとき。
- (2) 契約保証金は、契約の履行後、還付するものとする。

10 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法、同施行令、那覇市契約規則その他の関係法令を熟読し、それらを遵守するものとする。
- (3) 「申請書」または「資料」に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行うことがある。